

## 金沢市子ども・子育て審議会の所掌事務について

～ 4 つの法律に基づき設置し、子ども・子育てに関する事項を調査・審議～

### ◎児童福祉法（第8条第3項）

#### 【所掌事務】

- 保育所の設置認可
- 児童福祉施設の事業停止命令
- 里親の認定
- 児童相談所係争事案の審議
- 児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項 など

### ◎次世代育成支援対策推進法（第21条第1項）

#### 【所掌事務】

- 次世代育成支援対策（少子化対策）に関する協議  
かなざわ子育て夢プラン（次世代法に定める市町村行動計画）の策定と推進

### ◎(通称)改正認定こども園法（第25条）

#### 【所掌事務】

- 幼保連携型認定こども園の設置・廃止の認可
- 幼保連携型認定こども園の事業停止・閉鎖の命令
- 幼保連携認定こども園の認可の取消し

### ◎子ども・子育て支援法（第77条第1項）

#### 【所掌事務】

- 特定教育・保育施設<sup>※</sup>の利用定員の設定
- 特定地域型保育事業の利用定員の設定
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と変更
- 子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び  
実施状況の審議

※…保育所、幼稚園、認定こども園